

秋田市公報

あきた

第1183号

令和5年06月10日

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

目次

規則

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則	人事課（第22号）	4
身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則および知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	障がい福祉課（第23号）	5
秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	都市計画課（第24号）	6
租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則	都市計画課（第25号）	7

教委規則

秋田市教育支援委員会規則の一部を改正する規則	教育委員会総務課（第2号）	8
------------------------	---------------	---

公平委規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	文書法制課（第3号）	9
--------------------------	------------	---

訓令

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令	人事課（第10号）	10
---------------------	-----------	----

告示

令和5年の特定計量器定期検査の実施について	市民相談センター（第157号）	11
出納員および現金取扱員の委任等について	会計課（第158号）	13
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について	障がい福祉課（第159号）	15

指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について	介護保険課 (第160号)	16
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課 (第161号)	17
国民健康保険税納税通知書(課税年度令和5年 賦課年度令和4年)の公示送達について	国保年金課 (第162号)	18
令和4年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について	市民税課 (第163号)	19
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課 (第164号)	20
令和5年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書(令和4年度賦課分)の公示送達について	市民税課 (第165号)	21
身体障害者福祉法による医師の指定辞退について	障がい福祉課 (第166号)	22
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課 (第167号)	23
秋田市議会臨時会の招集について	総務課 (第168号)	25
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課 (第169号)	26
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課 (第170号)	27
秋田県知事の令和5年度地籍調査事業計画の決定を受けた地区の地籍調査の実施について	地籍調査室 (第171号)	28
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課 (第172号)	29
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課 (第173号)	30
令和5年5月23日召集の秋田市議会臨時会に付議する事件の追加について	総務課 (第174号)	31
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課 (第175号)	32
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課 (第176号)	33
秋田市職員録の販売および販売に係る収入金の徴収事務の委託について	人事課 (第177号)	34
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課 (第178号)	35
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課 (第179号)	36
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課 (第180号)	37
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課 (第181号)	38
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課 (第182号)	39
令和5年5月秋田市議会臨時会において議決を経た予算およびその要領について	総務課 (第183号)	40

教育委員会臨時会の招集について	教育委員会総務課（第9号）	48
教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第10号）	49
教育委員会臨時会の招集について	教育委員会総務課（第11号）	50

農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第6号）	51
----------------	---------------	----

監査委告示

包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について	監査委員事務局（第1号）	52
--	--------------	----

消防本部告示

指定催しの指定について	消防本部予防課（第1号）	53
指定催しの指定について	消防本部予防課（第2号）	54

公告

秋田農業振興地域整備計画の変更について	農業農村振興課	55
経営管理権集積計画の縦覧について	農地森林整備課	56
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	57
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	58
市有地の売払いについて	財産管理活用課	59

上下水道局公告

受益者負担金の賦課対象区域について	上下水道局下水道整備課	62
-------------------	-------------	----

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月8日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第22号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第28条を次のように改める。

第28条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則および知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 30 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第23号

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則および知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則次に掲げる規則の規定中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

- (1) 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第14号）別表第4の備考の6
- (2) 知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第15号）別表第4の備考の6

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 30 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第24号

秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（平成24年秋田市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第 4 条 第 2 項 第 10 号 中 「発電の用に供する」を「発電用の電気工作物および発電事業の用に供する蓄電用の」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第25号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則（昭和55年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「第13条の3第9項第2号ロ又は第21条の19第10項第2号ロ」を「第13条の3第8項第2号ロ又は第21条の19第9項第2号ロ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市教育支援委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 25 日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委規則第 2 号

秋田市教育支援委員会規則の一部を改正する規則

秋田市教育支援委員会規則（昭和50年秋田市教委規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「20名」を「21名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月15日

秋田市公平委員会

委員長 佐々木 俊 幸

秋田市公平委員会規則第3号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年秋田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の補助機関の項所属機関の項中

「	駅東サービスセンター 所長 副参事
」	新型コロナウイルス対策室 室長

を 「 駅東サービスセンター
所長 副参事 」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市訓令第10号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年5月8日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように
改正する。

第11条新型コロナウイルス対策室長専決事項の項を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

秋田市告示第157号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、令和5年の特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和5年5月1日

秋田市長 穂 積 志

1 検査対象区域、期日、時間および場所

検査対象区域	検査期日	検査時間	検査場所
泉	令和5年7月3日	午前9時30分から正午まで	秋田市川尻若葉町1番5号 一般社団法人 秋田県計量協会
保戸野		午後1時から午後3時30分まで	
東通・横森・桜	令和5年7月4日	午前9時30分から正午まで	
千秋・手形		午後1時から午後3時30分まで	
山王・旭北	令和5年7月5日	午前9時30分から正午まで	
大町		午後1時から午後3時30分まで	
川尻・川元	令和5年7月6日	午前9時30分から正午まで	
八橋		午後1時から午後3時30分まで	
牛島・卸町	令和5年7月7日	午前9時30分から正午まで	
檜山・南通		午後1時から午後3時30分まで	
中通・高陽	令和5年7月10日	午前9時30分から午後3時30分まで	
旭南	令和5年7月11日	午前9時30分から正午まで	
茨島		午後1時から午後3時30分まで	

- 検査対象特定計量器は、非自動はかりおよび分銅とする。
- 計量器の所在の場所で行う検査の時期は、令和5年8月1日から同年10月27日までとする。
- 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条の規定により計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、受検希望期

日を選定して申請することとする。

5 計量法第19条第1項の規定により定期検査を受けなければならない特定計量器は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に定めるものとする。

6 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関は、一般社団法人秋田県計量協会とする。

秋田市告示第158号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和5年5月1日

秋田市長 穂 積 志

課所室名	委任事務
特定健診課	入札保証金および契約保証金の出納に関する事務

秋田市告示第159号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和5年5月2日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
159	しらゆき 調剤薬局	秋田市檜山川口境 8番22号	有限会社メディアス 代表取締役 佐藤拓哉	令和5年 3月31日

秋田市告示第160号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和5年5月9日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
合 同 会 社 platinuM RocKeT	プロケアあ きた訪問看 護ステーシ ョン	秋 田 市 川 尻 町 字大川反170番 地 40 2 F A 号室	令和5年5月1日	訪問看護、 介護予防 訪問看護
社会福祉法 人愛染会	介護老人保 健施設あい ぜん苑訪問 リハビリテ ーション・ 介護予防訪 問リハビリ テーション 事業所	秋 田 市 上 新 城 道川字愛染58 番地	令和5年5月1日	訪問リハビ リテーショ ン、介護予 防訪問リハ ビリテーシ ョン

秋田市告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年5月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
豊四季苑町内会
- 2 認可年月日
平成9年5月27日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 伊 藤 良 春
秋田市飯島西袋二丁目22番16号
変更後 高 橋 満
秋田市飯島西袋二丁目2番36号
- 4 変更年月日
令和5年4月9日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第162号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるときは、いつでも交付する。

令和5年5月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるとき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和5年 賦課年度令和4年）

秋田市告示第163号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年5月12日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達すべき書類の名称

令和4年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第164号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年5月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第165号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年5月12日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達すべき書類の名称

令和5年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書（令和4年度賦課分）

秋田市告示第166号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第5条の規定により告示する。

令和5年5月12日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	辞退する 障害分野	辞退年月日 および辞退理由
春 野 功	秋田赤十字病院	視覚障害	令和5年4月30日 県外勤務のため

秋田市告示第167号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和5年5月15日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

イ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和5年4月10日から同月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和5年5月15日から同年11月15日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第168号

令和5年5月23日市議会議事堂に秋田市議会臨時会を招集する。

令和5年5月16日

秋田市長 穂 積 志

付議事件

- 1 議長の選挙
- 2 副議長の選挙
- 3 常任委員会委員の選任
- 4 議会運営委員会委員の選任
- 5 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 6 秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 7 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 8 令和5年度秋田市一般会計補正予算（第2号）の件
- 9 令和5年度秋田市学校給食費会計補正予算（第1号）の件

秋田市告示第169号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和5年5月17日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：訪問看護

指定 番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
16	SOMPOケア 秋田仁井田訪問 看護	秋田市仁井田新田 一丁目5番15号 KSビル2階206 号室	SOMPOケア 株式会社 代表取締役 鷺見隆充	令和5年 6月1日

秋田市告示第170号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年5月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
丸木橋町内会
- 2 認可年月日
平成14年11月13日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 秋田市山内字丸木橋97番地3
杉 崎 幸 雄
変更後 秋田市山内字丸木橋177番地
渡 部 義 光
- 4 変更年月日
令和5年5月7日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第171号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づく、秋田県知事の令和5年度地籍調査事業計画の決定を受け、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和5年5月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 国土調査として事業計画が決定された年月日
令和5年4月28日
- 2 調査を実施する者の名称
秋田市
- 3 調査地区
 - (1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区
秋田市雄和平尾鳥字藤森の一部
 - (2) 地籍測量・一筆地調査地区
秋田市雄和平尾鳥字藤森の一部
- 4 調査期間
令和5年4月1日から令和6年3月29日まで

秋田市告示第172号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年5月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
山手台町内会
- 2 認可年月日
平成24年9月3日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 秋田市山手台二丁目2番地4
工 藤 等
変更後 秋田市山手台三丁目1番地29
小 野 茂 樹
- 4 変更年月日
令和5年4月16日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第173号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年5月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
館ノ下町内会
- 2 認可年月日
平成17年9月13日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 秋田市上北手猿田字四ツ小屋116番地
須 田 俊 勝
変更後 秋田市上北手猿田字館ノ下91番地
鎌 田 一 美
- 4 変更年月日
令和5年4月1日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第174号

令和5年5月23日招集の秋田市議会臨時会に付議する事件を次のとおり追加する。

令和5年5月22日

秋田市長 穂 積 志

付議事件

秋田市監査委員の選任について同意を求める件

秋田市告示第175号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年5月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
新中島町内会
- 2 認可年月日
平成28年6月13日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 市 村 英 夫
秋田市仁井田字新中島1058番地11
変更後 菅 原 勇 光
秋田市仁井田字新中島1078番地30
- 4 変更年月日
令和5年4月17日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第176号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年5月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
神内町内会
- 2 認可年月日
平成9年12月22日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 鶴 田 一 成
秋田市河辺神内字坂ノ下50番地
変更後 伊 藤 隆
秋田市河辺神内字神内39番地1
- 4 変更年月日
令和5年4月16日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第177号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市職員録の販売および販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年5月26日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

住 所	氏 名	販売業務委託期間
秋田市山王一丁目 1番1号	ローソン秋田市役所店 天 野 陽 子	令和5年6月12日から 令和6年2月29日まで

秋田市告示第178号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和5年5月26日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
262	旭南ファミリー調剤 薬局	秋田市旭南三丁目 2番70号	有限会社ファー マシステム 代表取締役 後 藤 清 隆	令和5年 6月1日

秋田市告示第179号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年5月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
平形町内会
- 2 認可年月日
平成6年5月13日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 嵯 峨 敏 廣
秋田市太平中関字平形20番地1
変更後 嵯 峨 仁
秋田市太平中関字平形110番地1
- 4 変更年月日
平成29年4月1日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第180号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年5月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
平形町内会
- 2 認可年月日
平成6年5月13日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 嵯 峨 仁
秋田市太平中関字平形110番地1
変更後 加 藤 清 孝
秋田市太平中関字平形56番地
- 4 変更年月日
令和5年4月1日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第181号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年5月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
南台町内会
- 2 認可年月日
平成12年4月10日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 藤 田 静 雄
秋田市河辺和田字式田379番地
変更後 高 橋 薫
秋田市河辺和田字式田413番地
- 4 変更年月日
令和5年2月12日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第182号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年5月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
旭川団地町内会
- 2 認可年月日
平成29年7月10日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 堀 井 伸 一
秋田市旭川清澄町11番29号
変更後 五十嵐 隆 夫
秋田市旭川新藤田西町8番22号
- 4 変更年月日
令和5年4月23日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第183号

令和5年5月24日の「令和5年5月秋田市議会臨時会」において議決を
経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和5年5月30日

秋田市長 穂 積 志

令和5年度秋田市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度秋田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,694,519千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,918,799千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	25,575,994	1,694,519	27,270,513
	2 国庫補助金	4,905,226	1,694,519	6,599,745
	歳入合計	143,224,280	1,694,519	144,918,799

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	53,847,311	1,596,516	55,443,827
	1 社会福祉費	25,470,006	1,299,437	26,769,443
	2 児童福祉費	19,183,676	297,079	19,480,755
10	教育費	14,193,262	98,003	14,291,265
	1 教育総務費	1,615,253	98,003	1,713,256
	歳 出 合 計	143,224,280	1,694,519	144,918,799

令和5年度秋田市学校給食費会計補正予算（第1号）

令和5年度秋田市の学校給食費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98,003千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,424,757千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 79,654	千円 98,003	千円 177,657
	1 一般会計繰入金	79,654	98,003	177,657
歳入合計		1,326,754	98,003	1,424,757

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		1,325,654	98,003	1,423,657
	1 総務管理費	1,325,654	98,003	1,423,657
	歳 出 合 計	1,326,754	98,003	1,424,757

秋田市教委告示第9号

令和5年5月15日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会臨時会を招集する。

令和5年5月10日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市教委告示第10号

令和5年5月25日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和5年5月22日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

秋田市教育支援委員会規則の一部を改正する件

秋田市教委告示第11号

令和5年6月1日午後4時秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会臨時会を招集する。

令和5年5月29日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市農委告示第6号

令和5年5月17日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和5年5月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画（令和5年度第2号計画）に関する件

秋田市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、
包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該
監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
を次のとおり告示する。

令和5年5月31日

秋田市監査委員 鶴田嘉裕

秋田市監査委員 高井宏司

秋田市監査委員 安井誠悦

秋田市監査委員 三浦清

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所

長谷部 光 哉

秋田県秋田市八橋本町三丁目5番6号

菅 希代美

秋田県湯沢市上院内字小沢107番地6

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和5年6月1日から令和6年3月31日まで

秋田市消防本部告示第1号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年5月10日

秋田市消防長 工藤琢磨

記

催しの開催場所	竿燈大通り周辺、秋田市役所市民の広場および産業会館跡地
催しの名称	秋田竿燈まつり
催しの開催期間	令和5年8月2日（水） 前夜祭 令和5年8月3日（木）から同月6日（日）まで

秋田市消防本部告示第2号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年5月29日

秋田市消防長 工藤琢磨

記

催しの開催場所	本町通り、中央通りおよび土崎神明社周辺
催しの名称	土崎港曳山まつり
催しの開催期間	令和5年7月20日（木）および同月21日（金）

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和5年5月9日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年5月17日

秋田市長 穂 積 志

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在	地番	林班	小班	枝番	面積(ha)	経営管理権の終期
集251	秋田市河辺大沢字治郷沢	37	38	42	0	0.18	2025.5.18 (2年)

2 縦覧場所

秋田市産業振興部農地森林整備課

秋田市のホームページ

(<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/norinsuisangyo/1033112.html>)

3 本公告により、秋田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和5年1月23日付け秋田市指令第576号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和5年5月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
秋田市四ツ小屋字古川敷73番2、73番3および73番4
- 2 開発許可を受けたものの住所および氏名
秋田市御野場七丁目1番10-301号
糸 井 伸 也
秋田市御野場七丁目1番10-301号
糸 井 洋 子

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和5年度第2号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和5年5月31日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

物件番号	所在地	地目	面積	最低入札価格
1	秋田市下新城長岡字毛無谷地194番111	宅地	657.68㎡	6,840,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者で当該年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所5階 5-A会議室
- (2) 入札 令和5年7月7日（金）午前10時

(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課

5 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

(4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。

6 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札

(6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札

(8) 郵送による入札

(9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

(1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。

(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売買代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売買代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 現地説明会

現地説明会は実施しない（入札参加者は事前に確認すること。）。

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和5年5月19日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

賦課対象区域

手形字十七流、手形字西谷地、土崎港北四丁目、土崎港北一丁目、泉一ノ坪、広面字谷内佐渡、四ツ小屋小阿地字坂ノ下、四ツ小屋小阿地字谷地中、四ツ小屋小阿地字柳林、四ツ小屋小阿地字谷地中、仁井田本町六丁目、下浜長浜字荒郷屋、河辺和田字岡村、河辺和田字上石川、河辺和田字下石川、河辺和田字下石川、河辺諸井字大部、河辺和田字岡村、河辺和田字上石川および柳田字馬上田（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）